

安全で子どもたちの心と体をあたためる
学校給食を提供するために

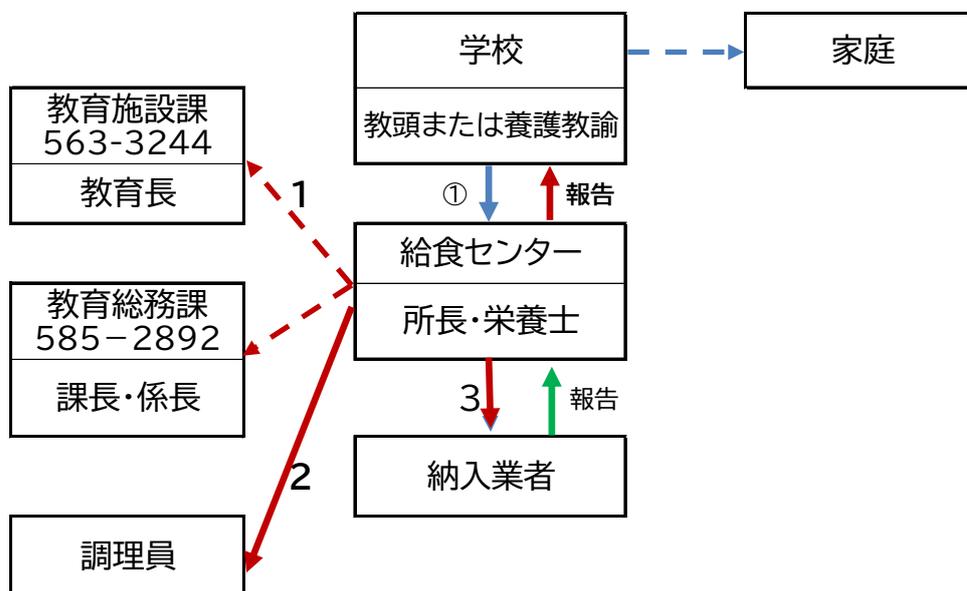
**国見町学校給食
異物混入対応マニュアル**

令和6年4月

国見町教育委員会

異物混入発生時の対応マニュアル

【非危険異物】の場合 学校 → 給食センター → 教育施設



【非危険異物】

「虫、髪の毛、ビニール、繊維、スポンジ片、食物の皮、殻など、単体で入っており毒性のないもの」
ただし、大量混入等、児童生徒の身体・生命への影響がある場合又は影響のおそれのあると判断される場合、危険異物の場合と同様に対応する

【学校】

- ① 異物を除去して給食を提供し、異物混入の状況を給食センターへ連絡する(保護者対応等協議)
異物現物は、配送員に渡し給食センターへ届ける

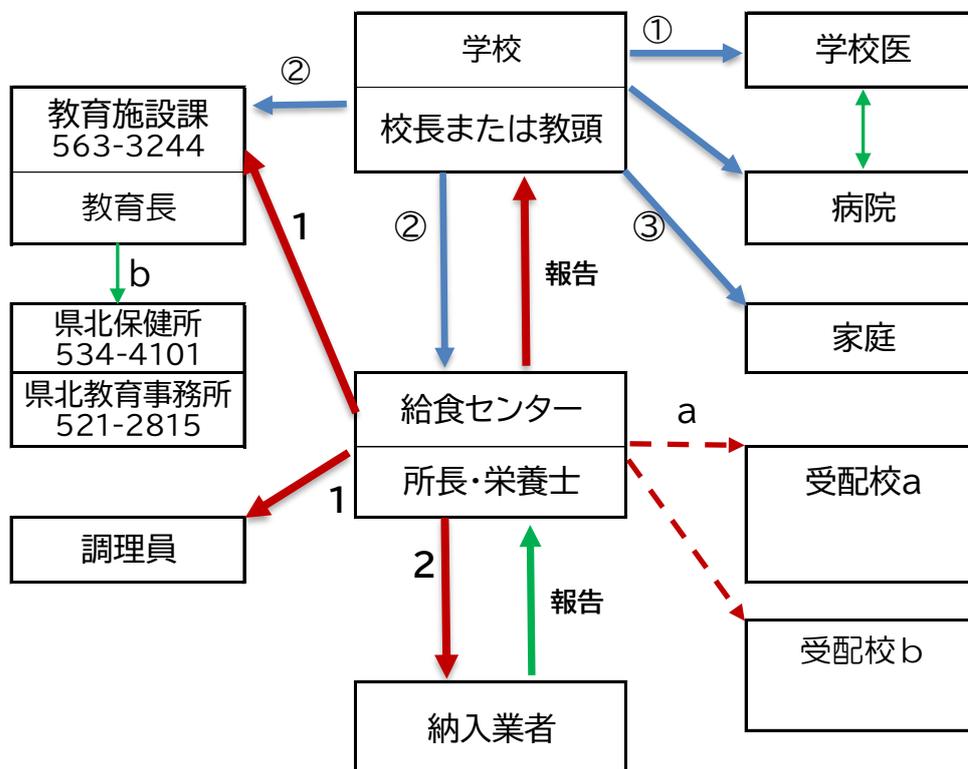
【給食センター】

- 1 学校から連絡を受けたら、第1報を教育施設課長、教育長へ報告し、学校へ出向き状況を確認する
- 2 栄養士は調理員に異物混入の状況を知らせ、調理場での混入の可能性を確認する
- 3 調理場での混入が確認できない場合は、納入業者へ連絡し調査を依頼する

異物混入発生時の対応マニュアル

◎学校で異物混入を発見した場合の連絡

【危険異物】の場合 学校 → 給食センター → 教育施設課



【危険異物】

「金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品類」

【学校】

- ① 危険異物を発見したら、児童・生徒の状況を確認し、混入献立の喫食を停止する
児童・生徒が異物を食べた場合は、学校医と連絡を取り、状況によって病院等への搬送を行う
- ② 直ちに教育施設課・給食センターへ電話連絡を入れ、状況報告を行い、対応を協議する
並行して異物をデジカメで撮影し、準備が整い次第第1報を学校から教育施設課・給食センターへ送信する
- ③ 異物を食べた場合は、状況に応じて家庭へ連絡する

【給食センター】

- 1 所長は連絡を受けたら、第1報を教育施設課長、教育長へ報告し、学校へ出向き状況を確認する
栄養士は調理員に異物混入の状況を知らせ、給食センターでの混入の可能性を確認する
- 2 給食センターでの混入が確認できない場合は、納入業者へ連絡し調査を依頼する
- 3 学校、教育施設課と連絡をとり、保護者への配布文書を作成し、配布を学校へ依頼する

【教育施設課】

- a 各学校・幼稚園に対し、異物混入について情報提供を行い、注意喚起を図る
- b 状況把握次第、県北保健所、県北教育事務所へ所定の様式により報告する